

農業委員会議事日程

日 時：令和元年 5月28日（火）
午後3時00分

場 所：上山田庁舎・302会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第7号 農地法第3条に係る買受適格証明願について
7. 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
11. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会
1 番 宮坂 昭正委員 外 14 名

事務局他出席者

事務局長 中村 利信
事務局次長 中山 秀一
農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中村局長 | 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 ただ今から令和元年5月の総会を開催いたします。 それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。 |
| 議 長 | (会長あいさつ) |
| 中村局長 | (経過報告) |
| 議 長 | ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。 |
| 中山次長 | (出席状況の報告) |
| 議 長 | 定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。 |
| 議 長 | まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本 日一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議 ございませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。 |
| 議 長 | 次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する に、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 1 番宮坂昭正委員、2 番宮入義徳委員の両委員をお願いいたします。 |

議 長

それでは、日程第5、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第6、議案第7号 農地法第3条に係る買受適格証明願について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第7号 農地法第3条に係る買受適格証明願について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第7、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

1 番宮坂委員

1 番宮坂です。

1 番と 2 番案件についてご報告します。

1 番案件ですが、場所は、しなの鉄道千曲駅の東側約 90mにある農地です。申請地において住宅の新築をしたいとのことです。東側・南側は譲渡人の農地、西側は水路、北側は畑で隣接耕作者 1 名の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続する等必要な措置が講じられる予定であり問題ないと判断しました。

2 番案件ですが、申請地が寂蒔区と内川区に跨ることから、それぞれの担当地区の農業委員と推進委員で現地確認をしてきました。場所は、市営寂蒔団地の東側にある農地です。長野市の不動産業者 2 社の共同申請で、昨年販売した申請地南側接続部分の第 I 期分譲地 11 区画に、新たに第 II 期分譲事業として 35 区画の宅地分譲地を整備するとしています。

汚水は公共下水道へ接続、県の開発行為申請等、関係法令手続きも行われ、隣接耕作者の同意も得ている等、計画どおり進められれば問題ないと判断しました。

5 番岩佐委員

5 番岩佐です。

3 番案件についてご報告します。担当推進委員と現地確認をしてきました。場所は、土口区にあります〇〇〇神社の東 50m程の所にある農地です。申請地において住宅の新築をしたいとのことです。北側・西側は自己の農地、東側は宅地、南側は市道と隣接農地はなく、申請について問題ないと判断しました。

4 番野上委員

4 番野上です。

4 番案件から 7 番案件について、担当農業委員・担当推進委員と現地確認をしてきましたのでご報告します。

4 番案件ですが、場所は、しなの鉄道戸倉駅から東南側に約 270mにある農地です。申請地において住宅の新築をしたいとのことです。北側は譲渡人の農地、東側は鉄軌道用地、南側は市道、西側は農地ですが隣接耕作者の同意を得ており、申請については問題ないと判断しました。

5 番案件ですが、国道 18 号線沿いにあります法事センターから南西側に約 150mにある農地です。長野市の不動産業者が 3 区画の宅地分譲地を整備したいとのことです。北側は宅地、東側・南側は市道、西側は宅地と一部農地、隣接耕作者の同意を得ております。直接農地と接する場所にはコンクリート擁壁により土留めを施工する等土砂流出の恐れがなく、問題ないと判断いたしました。

6 番案件ですが、場所は、上徳間公民館の北東側約 170mにある農地です。長野市

の不動産業者が5区画の宅地分譲地を整備したいとのことです。北側は宅地と畑、西側は市道、東側・南側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ており問題ないと判断いたしました。

7番案件ですが、場所は、小船山区で以前、長野市の〇〇不動産が申請した建売住宅敷地のすぐ西側にある農地です。長野市の不動産業者が2棟の建売住宅を新築したいとしています。北側・西側は市道、東側・南側は宅地と隣接農地はなく、汚水は公共下水道へ接続する等、申請について問題ないと判断いたしました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第8、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。
それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第9号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第9、議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説

明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。
それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 10 号は、原案のとおり可決、決定されました。
以上で、議事はすべて終了いたしました。
続いて、日程第 10、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

中山次長
中山次長
宮坂担当係長

- (1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
- (3)農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について

議 長

説明が終わりました。今の報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第 11、その他につきまして事務局から説明をお願いいたします。

……朗読説明……

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
5 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後 4 時 00 分